様式第８号（第８条関係）

定　住　誓　約　書

私は、清水町の町民として、奨励金の交付を受けた日から５年以上居住することを誓います。

なお、しみずマイホーム奨励金交付要綱第１０条第１項各号のいずれかに該当することとなったときは、同条第３項の規定に基づき奨励金の全部又は一部を返還します。

年　　月　　日

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　印

（氏名欄は自署してください。）

【説明】

（交付決定の取消等）

第１０条　町長は、奨励金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該奨励金の交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　虚偽の申請その他不正な手段により奨励金を受けたとき。

（２）　対象住宅に居住後、第２条第６号に該当しなくなったとき。

（３）　申請後に同一世帯員のいずれかが、別表２の（５）に該当することが判明したとき。

（４）　この要綱の規定に違反したとき。